

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

産前産後休業に係る標準報酬の保険者算定について（通知）

このことについて、令和4年7月25日付け公共鹿第459号「産前産後休業に係る標準報酬の定時決定保険者算定について（通知）」により通知したところですが、今回、取扱いが一部変更され、4月から6月までの産前産後休業を取得している間に固定的給与の変動があり、7月から9月までの間に随時改定が行われる場合についても、保険者算定の対象となりました。

については、下記のとおり、貴所属所の組合員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 対象者

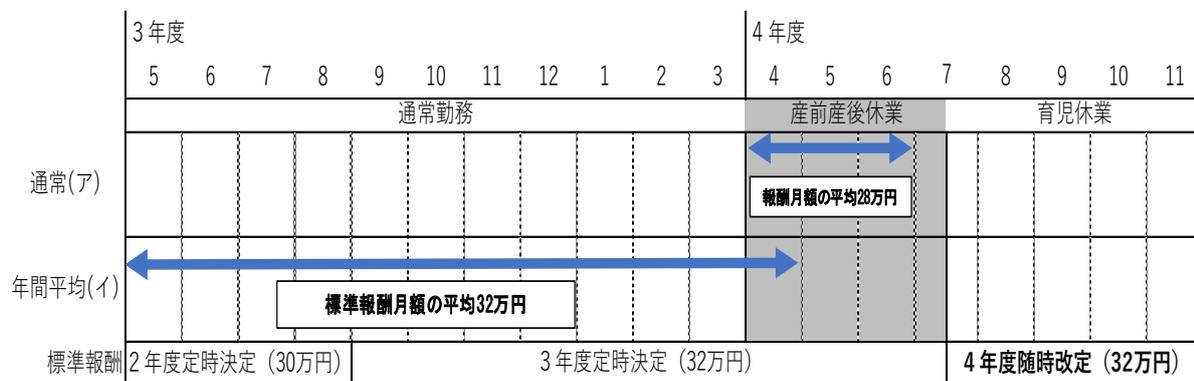
4月から6月までの間に産前産後休業を取得しており、7月から9月までの間に随時改定が行われる場合で次に掲げる要件を満たす者

- (1) 7月から9月までの随時改定により算定した標準報酬月額が、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額により算定した標準報酬月額を2等級以上下回ること。
- (2) 年平均額による算定を希望し、組合員本人の申出によること。

2 年平均額による算定方法

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

【例】年平均額による算定により令和4年7月からの標準報酬月額が決定される場合



この場合、(ア)は(イ)を2等級以上下回るため、産前産後休業に係る保険者算定の要件を満たしていることになる。

3 申出方法等

公立学校共済組合関係申請書等用紙「産前産後休業に係る標準報酬随時改定保険者算定申出書（整理番号56-10）」を、共済組合へ提出すること。

なお、用紙は当支部のホームページにも掲載してあります。

4 留意事項

年平均額による算定申出に際しては、次の事項に留意すること。

- (1) 年平均額については、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の「標準報酬の月額」を平均額として算定すること。
- (2) 次の場合は対象とならないこと。
 - ア 雇用保険法の適用を受ける場合
 - イ 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
 - ウ 短期組合員
- (3) この保険者算定は、産前産後休業期間中、本人の意思にかかわらず報酬が低くなり、標準報酬月額が決定されることにより、育児休業手当金の給付額が低くなることを是正するものである。したがって、本申出により標準報酬月額が上がるため、産前産後休業又は育児休業終了後、各休業終了時改定等が行われるまでの間は、共済掛金が高くなること。
- (4) 令和4年以降の4月から6月までの間に産前産後休業を取得している者が対象となること。

問合せ及び提出先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部 担当 東條

電話 099-286-5217 F A X 099-286-5663

ホームページアドレス <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

※ 県立学校における、本文書の文書管理表上の分類記号：
「B-7-2（共済組合）」